

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷一十第

論 說

累進課税の根據に就きて……………法學博士 神戸 正雄

貯穀と常平倉……………法學士 本庄榮治郎

勞賃の最大點及び最小點……………法學博士 田島 錦治

基礎社會衰耗の法則……………文學士 高田 保馬

植民地財政政策(二)……………法學博士 山本美越乃

マルクスの勞働價值論の根本命題に就て(二・完)……………經濟學士 堀 經 夫

時事問題

米國の海運政策に就て……………法學博士 戸田 海市

我が最高經濟政策と海運政策……………法學士 小島昌太郎

雜 錄

比律賓の貿易と海運……………法學士 小島昌太郎

勞賃の經濟的及び道德的性質 (三)

田 島 錦 治

第五節 勞賃の最大點及び最小點

前節に縷述せる如く勞働は商品又は機械と同一視すへきものに非ず、隨て勞働の價值は前々節に掲げたる三學說の何れにも從ふものに非ず。果して然らば勞働の價值を決定するものは何ぞや。曰く此點に關して尙ほ論評を値する所の二說あり、其一は勞賃の最大點及び最小點の學說にして、其二は限界的生産力の學說なり。余は本節に於て前者を論し、次節に於て後者を論せむと欲す。

勞賃の最大點及び最小點の學說の要領を擧ぐれば下の如し。
勞賃の額に關しては一般勞賃の問題と比較勞賃の問題とあり。比較勞賃の問題は各職業間に勞賃の差等ある理由を研究するものなれども、一般勞賃の問題は各勞働の種類等級を暫く度外に措き、一般に勞働者の勞賃に高低ある所以を論ずるものなり。比較勞賃は結局一般勞賃の理論を適用し得へきか故に、主として一般勞賃の問題に就て論すへし。

一般勞賃の高低は勞働に對する需要と之か供給との關係に由る。即ち勞働の供給か其需要に超ゆるときは勞賃は下落し、其需要か其供給に超ゆるときは勞賃は騰貴すへし。斯の説明にては尙ほ甚だ漠然たるを免かれざるか故に、更に勞働の需要及び供給の何たるかを詳説するの要あり。

勞働の供給は、一には人口即ち勞働者の數に關し、二には勞働堪能に關し、三には勞働時間の長短に關す。勞働者の數及び勞働堪能は縱令同一に止まるも、勞働時間か減少すれば、それ丈勞働の供給か減少したるものと謂ふへし。故に勞働時間の餘りに短小なるは國民産業の發達を阻害すへし。されど勞働時間の餘りに長大なるは國民の勞働堪能を永遠に減少するの弊ありとす。國民の勞働堪能は、其智識道德強健熟練及び勤勉の如何に原つくものにして、勞働堪能の大なる者は其小なる者よりは高き勞賃を受くへきは勿論なり、例へば同一の勞働堪能を有する二人か同一の勞働時間を働きて各十圓の勞賃を得たりとすれば二人分の勞働堪能を有する一人か同一の勞働時間を働きて二十圓を受くへきか如し。

然れども一般勞賃の問題は、各勞働者の勞働堪能及び勞働時間を同一と假定して立論するか故に、勞働の供給の唯一主要なる目標は人口即ち勞働者の數なりと謂ふも過言に非ずとす。抑も人類は其同類を繁殖せしむる自然的傾向を有するものにて、婚姻を爲し家族を組織せむとする欲望は人類欲望中の最も強烈にして且最も一般的なるものの一なり。然れども人は衣食住其他に對し

て猶ほ一層大なる欲望を有すべく、人或は最も重きを教育學藝等に置く者亦之れ無きに非ず。之を要するに文明國民は其現在の生活基準 (the standard of living, le type-calon de vie) を維持し増進せむと絶えず努力する者にて、之か爲には婚姻を延期し、家族を作ること躊躇するに至る。生活の基準とは何ぞ。曰く各労働者又は其階級が常に享受し及び固執する所の生活上の必要、便宜、愉樂の總量を謂ふなり。此生活の基準は實に勞賃の最小點を決定す。若し勞賃が下りて此基準を維持する能はざるに至れば、労働者の人口は減少し、即ち従前の生活基準を恢復する迄労働の供給を少なからしむべきなり。

以上は労働の供給の方面を説明したり、次に其需要の方面を論すへし。労働の需要を決定するものは、労働者が生産上に貢獻して生産せしめたる財の價值の分量なり。此労働の結果たる生産物の價值は勞賃の最大點を決定す。若し勞賃にして労働の結果たる生産物の價值を超過するとき、資本主及び企業者は其正當なる分配額を得ざるべきを以て、結局生産を縮小せざるを得ず、隨て労働者の需要を減すべく、結局勞賃をして労働の結果たる生産物の價值と同一額又はそれ以下に下落せしむべきなり。

由是觀之、一般勞賃は労働者階級の生活基準に由りて決定せらるゝ所の最小點と、労働の結果たる生産物價值に由りて決定せらるゝ所の最大點との間を動搖すへし。即ち勞賃契約の當事者た

る労働者對企業者の契約上の威勢 (bargaining strength) の大小に従ひて此間を動搖すべきものにして、労働者側の威勢が大なれば勞賃は最大點に近く定まるべく、企業者側の威勢大なれば勞賃は最小點に近く定まるべきなり。

此勞賃最大點及び最小點の學説はルロワ、ポーリュエー氏リチャード、チー、イーロー氏等の説明せる所にして、特にイーロー氏は其ウィツカー氏との共著なる小冊子に於て最も簡明に此學説を述べたり。(Ely and Wicker, Elementary Principles of Economics, 1904, p. 267—271.)

此學説は巧に勞賃鐵則 (若くは必要勞賃説) と労働生産力説との長短を折衷したる者と謂ふべし。即ち其謂ゆる勞賃最小點の説は勞賃鐵則に胚胎して、而かも其最小生活費なる瘦骨に生活の必要便宜愉樂を含むる所の生活基準なる肥肉を添附したるものと謂ふべく、又其勞賃最大點の説は全然労働生産力説の衣鉢を續くと雖も、之を以て労働需要の方面の説明と爲し、更に労働供給の方面に人口を論ずることによりて労働生産力説の破綻を補綴したるものと謂ふべきなり (第三節の終に近き部分参照)。且此最小點及び最大點を比較考察するに、此説は一般労働者の平均的生産力は遙かに其平均的に消費する富の量に超ゆることを前提と爲すは明にして、此點は社會主義者の餘剩價值説に相似たる所ありと雖も、其大に之と異なる所は労働のみを以て價值を生産するものと爲さずして、生産物の價值の中には労働の結果たる部分の外に、土地資本企業の恩徳に歸

すべき部分あることを認めたるの點なりとす。

然れども勞賃が其最大最小兩點の何れに近く決定するやの問題に關しては、此學説は單に契約上の威勢 (bargaining strength) の一語を以てするに過ぎず。蓋し此語は數多の意義を含むべく、例へば企業者又は勞働者の一方に都合宜しき法律の力、勞働組合又は企業者聯合の如き團體の力、同盟罷業又は一般解雇の如き運動の威嚇等は皆此語の意義の中に含まるへし。然れども余を以て之を見るに此考は未だ勞働及び勞賃の經濟的兼道徳的性質を闡明し得たるものと謂ふを得ず。

夫れ往昔諸文明國に久く行はれたる徒黨禁制 (Combination Laws) が形式上は雇主と雇人との雙方を均一に律したれども、實際其適用を受けたるものは雇人即ち勞働者の一方なりし事は刑法史家及び經濟史家の齊しく説く所なり。又近世個人の自由契約を認むるの法律は實は多數勞働者の自由を雇傭契約の羈絆に因りて束縛したるものなりき。是に於て輓近文明諸國に於て勞働組合の合法なること認められ、勞働者の合衆協約 (collective bargaining) は雇主側よりも亦漸く承認せられむとするに至れり。此事たるや決して單に法律上又は經濟上の理論を以て説明し得へきに非ず、宜しく經濟的兼道徳的の見地より解釋すべきなり。詳言すれば勞働者の雇主に對する關係が隷屬的不平等のよりして、對立的平等のとなり、勞働が曾て貨物又は商品と同一視せられたること

とは漸く改まりて、國法上及び國際條約上に於て決して此等と同一視すべからざるものと認めらるゝに至り、從て勞賃は貨物又は商品の代價と同一視すべきものに非すと認められ、「其の時及び其の國に於て相當と認めらるゝ生活程度を維持するに足る勞賃を被用者（勞働者）に支拂ふべきこと」（第二節の首參照）が最近の世界平和條約中に規定せらるゝに至れるものは、決して單に諸國法制上の進歩として論評すべきに非ずして、宜しく國民經濟事情の進歩に伴ふ所の道德程度の發展として論斷すべきものなりとす。果して然らば前掲勞賃の最大點及び最小點の學說に於て契約上の威勢を以て勞賃をして此兩點間を動搖せしむる所の唯一原動力と爲すものは余の首肯し能はざる所なり。今暫く此最大最小の兩點の存在を眞理とするも勞賃をして此兩點間に動搖せしむる所の原動力に經濟的兼道德的の者あることを忘る可からず。何ぞや曰く謂ゆる徳に報ゆるに徳を以てするの思想即ち報恩主義の思想即ち是なり。詳言すれば、若し勞働者の企業者に對する報恩の思想割合に大なれば、勞賃は其最小點に近く決定すべく、之に反して、若し企業者の勞働者に對する報恩の思想割合に大なれば勞賃は其最大點に近く決定すと謂ふを得べきなり。（未完）